

都市計画説明会～西鶴間八丁目地区の用途地域等の変更～ 質疑応答（令和6年11月18日開催）

	質疑	大和市回答
1	<p>下水道の受益者負担金はどのくらいかかるか。</p>	<p>受益者負担金の額は、土地の面積1平方メートル当たり280円を乗じて得た額となる。この土地の面積は土地課税台帳による。ただし、土地課税台帳によりがたいときは、実測の方法によることができる。</p>
2	<p>固定資産（土地・家屋）にかかる税金はどうなるのか。</p>	<p>固定資産税とは別に、土地・家屋の評価額に0.2%を乗じた都市計画税が課税されます（土地については住宅用地のため、評価額に住宅用地に対する特例を適用します）。 なお、令和9年度には3年に1度の評価替えが行われ、土地については市街化区域として評価されるため、概ね税額は上昇します。</p>